

内部監査の実施状況について

(平成21年3月31日現在)

No.1

調査対象官署名	監査実施年月日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課・室	7月24日～10月8日	平成20年度 庶務会計内部監査指導 (会計経理及び庶務に関する事務)	問題なし	
鳥取労働基準監督署 他2署			①相談員の通勤手当1日分が過払いとなっていた。	①通勤手当の回収を行い、再発防止策を講じた。
鳥取公共職業安定所 他2所			②郵券受払簿の平成20年3月分が記載されていなかった。	②郵券受払簿に記載し、管理者の確認等の再発防止策を講じた。
			①相談員2名について、合計3日分の通勤手当が過払いとなっていた。	①通勤手当の回収を行い、再発防止策を講じた。
			②郵券受払簿が作成されていない。	②平成20年7月30日に作成した。
			③現金領収証書は、ゴム印を使用せず、全てボールペンで記入すること。	③今後の領収分から実施するが、担当職員に周知徹底する。
	④命免簿の内容と実際の事務処理に相違があることから、実態に即したものとすること。	④命免簿の内容を実際の事務処理に即したものに訂正した。		
総務課	1月21日～23日	平成20年度 総務会計内部監査指導 (会計経理・予算執行事務及び庶務に関する事項)	①No.4の小切手は、資金前渡官吏の押印後に金額誤りが判明して書損としており、事前の確認が不十分である。	①国庫金振込取消請求書の決裁を簡易決裁としていたが、給与支払決議書及び給与支給額等総括表を添付して正式な決裁をうけることとした。
			②内部監査において、継続的な取引関係のある業者から会計帳簿の提出を求めて会計処理を確認していない。	②平成21年度当初の内部監査指導に関する各監察官との協議において、総務会計内部監査指導実施時に関係業者への監査実施を文書で依頼することとした。
労働保険徴収室		(債権管理及び歳入徴収)	問題なし	

内部監査の実施状況について

(平成21年3月31日現在)

No.2

調査対象官署名	監査実施年月日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課・室	1月～3月	平成20年度 臨時庶務会計内部監査指導	①米子等の旅費支給対象地域に官用車で出張しているながら、旅行命令が出されていない事案が2件あった。	①旅行命令を出し、再発防止策を講じた。
鳥取労働基準監督署 他2署		(平成20年7月から12月の庶務関係)	問題なし	
鳥取公共職業安定所 他2所		①相談員の旅費支給対象外への出張に関して、旅費を支給していた事案が1件あった。	①旅費を回収するとともに、ダブルチェックの実施等の再発防止策を講じた。	
	②相談員の旅費支給対象地の官用車での出張に関して、旅行命令が出されていなかった。	②旅行命令を出し、再発防止策を講じた。		
	③相談員等6名の11月分勤務時間報告書において、勤務時間日数の誤りから謝金6件12日分及び通勤手当5件10日分の過払いが認められた。	③謝金及び通勤手当について回収を行うとともに、ダブルチェックの実施等の再発防止策を講じた。		